

かわさき産業振興プラン策定支援業務委託 公募型企画提案実施要領

1 事業目的

「かわさき産業振興プラン」（以下、「プラン」という）は、「川崎市総合計画」を上位計画とする、本市産業振興に関する個別計画であり、「川崎市総合計画」で掲げる本市のまちづくりの基本目標の一つである「力強い産業都市づくり」の実現に向けた産業振興の方向性を定めるものである。

現在のプランは、計画期間を 10 年間としており、令和 7 年度にその計画期間が満了するが、人口減少・生産年齢人口の減少に伴う内需縮小や労働力不足の対応、経済安全保障など国際的な競争環境の激変、地域産業を取り巻く諸課題など、構造的な状況変化に的確に対応するとともに、本市経済が持続可能な発展を遂げていくためプランの改定作業を実施する。

本事業では、令和 7 年度の作業として、令和 6 年度に市内事業所の経営状況や経営課題等について把握することを目的に実施したアンケート調査の結果や業界団体等へのヒアリング結果及び令和 6 年度に一定整理を行った、国や民間事業者が保有する調査データ等を踏まえながら、本市産業の状況を詳細に分析し、本市の課題の抽出を行い、本市の目指すべき姿、今後の施策の方向性や取組を定めた次期プランの策定を目的とする。

2 公募の内容

(1) 事業名

かわさき産業振興プラン策定支援業務委託

(2) 事業内容

ア 業界団体及び有識者等へのヒアリング調査

イ データの更新・収集及び追加・整理

ウ 次期「かわさき産業振興プラン」の改定にあたっての考え方の整理

エ 原稿の作成

オ 資料編の作成

カ 概要版の作成

※詳細は別添「かわさき産業振興プラン策定支援業務委託 仕様書」参照

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

(4) 履行場所

川崎市内 他

(5) 委託料

5, 522 千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とします。

(6) 選考方法

公募型企画提案方式による提案審査

複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類と提案会でのプレゼンテーションについて審査を行い、採択する企画を決定します。公募内容や応募資格に合致して

いない企画は選考対象外とします。

(7) 企画提案書類の提出期限

参加意向申出書受付：令和7年3月5日（水）～3月12日（水）

企画提案書の受付：令和7年3月17日（月）～3月21日（金）

3 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 本業務に関するノウハウ等を有する者
- (2) 法人格を有する者又は複数の法人による共同企業体。共同企業体として応募する場合には、その構成員全員が応募資格を有すること。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「かわさき産業振興プラン策定支援業務委託共同企業体取扱要綱」で確認すること。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「20 調査・測定」種目「99 その他の調査・測定」に登録されている者、または、登録申請中であり、企画提案審査会時点で登録される見込みである者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (6) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

4 スケジュール（予定）

- (1) 公募要領の公表
令和7年3月5日（水）
- (2) 参加意向申出書の受付
令和7年3月5日（水）～3月12日（水）
- (3) 参加資格要件の確認通知
令和7年3月13日（木）
- (4) 企画提案に関する質問書の受付期間
令和7年3月5日（水）～3月13日（木）
- (5) 質問書に対する回答
令和7年3月14日（金）
- (6) 企画提案書等の受付期間
令和7年3月17日（月）～3月21日（金）
- (7) 企画提案会（ヒアリング）

令和7年3月26日（水）（予定）

(8) 審査結果発表及び通知

令和7年3月28日（金）（予定）

(9) 契約締結

令和7年4月1日（火）（予定）

5 担当部局

川崎市経済労働局産業政策部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

電話（直通）：044-200-2332 FAX：044-200-3920

メールアドレス：28kikaku@city.kawasaki.jp

6 企画提案の流れ

(1) 参加意向申出書の提出

ア 提出期間 令和7年3月5日（水）～3月12日（水）

※受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

イ 受付場所 5の担当部局と同じ

ウ 提出書類

① 参加意向申出書（別添様式1）又は共同企業体参加意向申出書

② 本実施要領「3 参加者の資格要件（1）」についての説明資料（様式は任意）

エ 提出方法

○持参又は郵送、電子メールによる。

○郵送の場合、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

○電子メールの場合、送信後に担当部署に到達したことを確認すること。

○参加意向申出書（別添様式1）については原本を郵送すること。

○提出期限の午後5時までに必着のこと。

オ 参加資格確認の結果通知

○令和7年3月13日（木）

○参加意向申出書の提出期間終了後、参加者が参加資格を満たす者であるかを確認し、その結果を電子メールで通知します。

○参加資格なしとの通知を受けた者は、書面によりその理由に対する説明を求めることができます。ただし、その期間は通知を受け取った日から7日以内とします。

カ 提出後の辞退

○参加意向申出書（別添様式1）を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別添様式4）を郵送にて提出してください。

(2) 質問書の受付

ア 受付期間 令和7年3月5日（水）～3月13日（木）

※午後5時までに必着

イ 受付場所 5の担当部局と同じ

ウ 質問方法

- 質問の内容を質問書（別添様式3）により、担当部局へ送付すること。
- 質問書は、電子メールにより送付し、送付後に担当部局へ質問書が到達したことを確認すること。
- 電話による質問には、回答しません。
- 上記期間外の質問は受付しません。

エ 回答方法

受付期間に寄せられた質問及びそれに対する回答については、令和7年3月14日（金）までに参加申出者全員に対して電子メールにて送信します。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期間 令和7年3月17日（月）～3月21日（金）（必着）

※受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

イ 提出場所 5の担当部局と同じ

ウ 提出書類

- | | |
|------------------------|----|
| ① 企画提案書 | 7部 |
| ② 見積書 | 7部 |
| ③ 業務実施体制・主な事業実績（別添様式2） | 7部 |
| ④ 会社概要（パンフレット等） | 7部 |

エ 企画提案書の様式等

- 企画提案書の様式は任意としますが、提案書については、A4版で表紙を除き、片面20枚以内（両面10枚以内）とすること。
- 提案以外の内容は記述しないこと。
- 文章の文字サイズは12ポイント以上としてください。ただし、図の解説や語句の注釈等については8ポイント以上とします。

オ 見積書作成上の注意

見積書の様式は任意としますが、「2 公募の内容 （2）事業内容」の各項目について記載すること。人件費については業務内容毎の工数、直接経費については費目毎の金額を示し、その積算根拠についても記載すること。

カ 業務実施体制・主な事業実績について

- 別添様式2に会社概要、業務実施体制及び同種・類似の業務実績を記載すること。
- 職員数については、正社員及びそれに準ずる社員数を記載すること（臨時職員は除く。）。
- 同種の業務実績について、川崎市、他の官公庁、民間企業を含めて記載すること。

キ 提出方法

- 持参又は郵送による。
- 郵送の場合、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
- 提出期限の午後5時までに必着のこと。

ク 企画提案書等の取扱い

- 提出された企画提案書等は、返却しません。
- 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加はできません。
- 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識・経験等があるかどうかを

確認する資料であり、企画提案書に記載された内容は尊重しますが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限りません。

- 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

7 選定方法

企画書の内容や実績、提案会でのプレゼンテーションについて総合的な判断を行った上で採択を決定します。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

(1) 企画提案選定委員会の設置

ア 川崎市経済労働局内に企画提案選定委員会を設け、企画提案書の内容審査を行います。参加者の中から最優秀者と次点者を選定します。

基準点は満点の6割とし、基準点以上の業者を選定対象とします。また、提案者が1社であっても、基準点を超えない場合は、対象外とします。なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定します。

- ① (3)選定基準「イ 企画提案の内容」が最も高い点数の業者を選定
- ② 1位の点数をつけた委員が多い提案を採用する。
- ③ ①②で選定されない場合、各提案において、1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用する。

イ 会議の公開

企画提案選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第2号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

(2) 企画提案会（ヒアリング）の実施

提案事業者は、事前に提出した書類に基づき、提案説明20分、質疑応答10分程度で提案説明した後、委員の質疑に対する応答を行うこととします。

ア 開催日時 令和7年3月26日（水）（予定）

イ 注意事項

- 開催場所、説明時間については後日通知します。
- プロジェクター、モニター等の機器、事前提出書類以外の資料は使用できません。
- 1社あたりの出席は3名以内でお願いいたします。
- 原則、当該業務に携わると想定される担当者が出席し、御説明をお願いいたします。

(3) 選定基準

ア 事業の基本方針、スケジュール

- 業務目的を十分に理解し、本要領に沿った提案となっているか。
- 全体スケジュールは適切か。

イ 企画提案の内容（重点項目）

- データ・情報を的確に収集・分析し、政策に反映できるような提案が期待できるか。
- 台頭著しい産業分野、着目すべき事項の提案について具体性があるか。
- 独自の企画、創意工夫に関する提案等について、具体的に記載されており、川崎市にとって妥当性のある内容となっているか。

ウ 専門的知識・能力・ネットワーク

○事業実施に必要な専門的な知識・能力・人的ネットワークを有しているか。

エ 事業実績

○過去に同様の業務を行った経験を有しているか。

オ 本市の現状についての理解度

○本市経済・産業動向の現状や、これまで本市が実施してきた産業施策を理解しているか。

カ 事業実施体制

○事業実施体制や事業の進め方及び担当者と会社の過去の類似実績等から、当事業を確実に実施することが期待できるか。

キ 経済性・効率性（見積金額）

○企画提案内容に対して、見積金額は妥当か。

○提案内容に無駄がないか。

8 結果通知

(1) 結果通知 令和7年3月28日（金）（予定）

(2) 通知方法等

○審査結果は、文書により全ての参加者に通知します。

○電話等による問合せには、一切応じませんので御了承ください。

9 業務の委託

(1) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めます。

(2) 契約にあたっては、企画提案書に記載した内容を尊重しますが、全ての提案内容が反映されるとは限りません。

(3) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とします。

10 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とします。

(1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合

(2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合

(3) 企画提案書の提出後、「3 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合

(4) 他の参加者の協力者となった場合

(5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

11 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

- (2) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- (3) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。
- (4) 令和5年4月1日から、これまで地方公共団体ごとに定めていた個人情報保護制度が「個人情報の保護に関する法律」に一元化され、本市も法の適用を受けることとなります。法では、個人情報保護のため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を定め、個人の権利利益を保護しています。法第66条第2項には、個人情報を取扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、本事業の受託者についても同項の規定が適用されます。
- (5) 原則として、事業に要した経費は、事業終了後に行う完了検査後に一括払いします。
- (6) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。